

第 211 回 総 会

南 部 町 農 業 委 員 会 会 議 録

令和 5 年 1 月 13 日 開 催

南 部 町 農 業 委 員 会

第 211 回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 令和 5 年 1 月 13 日 (金) 午後 2 時 00 分

2. 閉会年月日 令和 5 年 1 月 13 日 (金) 午後 2 時 30 分

3. 開催場所 南部町役場

4. 出席委員 (16 人)

会長	4 番	中 村 文 男			
会長職務代理	9 番	川守田 雄 一			
委員	1 番	佐々木 正 義	2 番	石 橋 薫	
	3 番	夏 坂 元一朗	5 番	夏 堀 健 一	
	6 番	梅 内 道 子	7 番	山 田 憲 幸	
	8 番	堀 内 重 男	10 番	佐々木 一 雄	
	11 番	佐々木 徳 志	12 番	三 浦 恵美子	
	13 番	赤 石 敏 文	14 番	高 橋 勝 敏	
	15 番	河守田 雄 一	16 番	工 藤 信 仁	

5. 欠席委員 (0 人)

6. 会議書記

事務局長	野 月 正 治
主幹	小田原 孝 治
総括主査	佐 藤 弓 孔

7. 会議日程

日程第 1	会議録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4	報告第 1 4 号 貸貸借合意解約書の受理について
日程第 5	報告第 1 5 号 農地の賃借料情報の提供について
日程第 6	議案第 3 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 7	議案第 3 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
日程第 8	議案第 3 5 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

<p>事務局長 中村会長</p>	<p>出席予定の委員がおそろいですので、総会を開催したいと思います。</p> <p>はじめに、始礼を行います。</p> <p>・起立 ・礼 ・直れ</p> <p>農業委員会憲章の唱和を行います。</p> <p>11番 佐々木 徳志 委員の音頭で行います。</p> <p>よろしくをお願いします。</p> <p>(全員、憲章を唱和)</p>
<p>中村会長 事務局長</p>	<p>ご着席ください。</p> <p>ただいまから第211回南部町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>はじめに、中村会長より、ごあいさつをお願いいたします。</p>
<p>中村会長 事務局長</p>	<p>「あいさつ」</p> <p>本日の出席委員は16名中16名で、第211回総会は成立しております。</p> <p>それでは、南部町農業委員会会議規則第7条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は中村会長をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時05分)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>本日の会議日程は、ご配布のとおりです。</p> <p>日程第1 会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第16条第1項の規定により、議長が指名します。</p> <p>5番 夏堀 健一 委員</p> <p>6番 梅内 道子 委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2 会期の決定を議題にします。</p> <p>本総会の会期は、本日1日にしたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p>
<p>議 長</p>	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議なしと認め、会期を本日1日に決定いたします。</p> <p>次に、日程第3 諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、ご配布のとおりです。</p> <p>朗読は省略します。</p>

小田原主幹	次に、日程第 4 報告第 14 号「賃貸借合意解約書の受理について」を報告します。報告の説明を求めます。
小田原主幹	小田原主幹 報告第 14 号について、説明いたします。
議 長	農業経営基盤強化促進法により賃貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意による解約書を受理したので報告するもので、1 件です。 農地の所在地、地目、面積、貸付人住所、氏名及び借受人住所、氏名は報告書に記載のとおりです。 番号 1 番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は令和 3 年 5 月 1 日～令和 8 年 4 月 30 日まででした。 今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日は令和 4 年 12 月 22 日、土地の引き渡しの時期は令和 4 年 12 月 23 日で、合意解約の条件は「なし」であります。
小田原主幹	次に、日程第 5 報告第 15 号「農地の賃借料情報の提供について」を報告します。報告の説明を求めます。
小田原主幹	小田原主幹 報告第 15 号について説明いたします。 令和 4 年 1 月から 12 月までに締結した、農地の賃貸借における賃貸料水準の動向について、情報を提供するものです。 田の部ですが、南部町全域の平均額は 10 a 当たり 5,000 円で、最高額は 8,700 円、最低額は 3,200 円です。 畑の部ですが、南部町全域の平均額は 10 a 当たり 6,200 円で、最高額は 10,300 円、最低額は 2,400 円です。 以上で説明を終わります。
議 長	ただいまの報告第 15 号について、ご意見はありますか。 (なしの声あり)
議 長	発言がないようですので、以上で報告 15 号「農地の賃借料情報について」の報告を終わります。
議 長	次に、日程第 6 議案第 33 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 ここでは、農業委員 2 番石橋 薫委員の関係している事案が含まれていますので、農業委員会法第 24 条の規定に基づき、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。 — 石橋委員退席 — (午後 2 時 10 分退席) 議案の説明を求めます。 小田原主幹

小田原主幹	<p>議案第 33 号について、説明いたします。</p> <p>農地法第 3 条の規定による許可申請は 4 件で、所有権の移転に関するものです。</p> <p>調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。</p>
議 長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>佐々木 徳志 調査員</p>
佐々木調査員	<p>11 番 佐々木から説明いたします。</p> <p>去る 12 月 27 日、中村農地利用最適化推進委員と南部町役場 2 階相談室において、議案第 33 号、34 号について、調査を行いましたので説明します。</p> <p>議案第 33 号について、農地法第 3 条第 2 項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番から 4 番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地を取得するものです。</p> <p>調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>議案第 33 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 33 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>ここで、石橋薫委員 の入室を求めます。</p> <p style="text-align: center;">— 石橋委員入室 —</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 13 分着席)</p>
議 長	<p>次に、日程第 7 議案第 34 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p>
小田原主幹	<p>小田原主幹</p> <p>議案第 34 号について、説明いたします。</p> <p>農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請は 2 件で、所有権の移転と使用貸借に関するものです。</p> <p>なお、別紙資料に案内図及び配置図を添付しておりますので、参考にしてください。</p> <p>調査内容については、農地調査員から説明していただきます。</p>

議 長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>佐々木 徳志 調査員</p>
佐々木調査員	<p>議案第 34 号について、農地法第 5 条第 2 項の各号に掲げる転用許可の基準に基づき、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、申請人の氏名・住所は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の申請理由は、譲受人が店舗の駐車場を整備し、飲食店の営業をするため申請地を取得するものです。</p> <p>番号 2 番の申請理由は、借受人が携帯電話基地局工事に伴う工事作業用地等とするため申請地を一時転用するものです。</p> <p>調査の結果、転用内容は転用許可基準に照らし、許可相当と認められます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p> <p>小田原主幹</p>
小田原主幹	<p>議案第 34 号について、補足いたします。</p> <p>番号 1 番の申請地の位置ですが、名川・斗賀地区で剣吉駅から北に約 1.2 km の距離に位置し、申請地の南北側は農地、東西側は宅地となっております。</p> <p>農地区分については、「小集団の生産性の低い農地」と認められることから、第 2 種農地と判断されます。第 2 種農地の転用は、周辺の他の土地を供することにより、事業目的を達成することが出来ると認められる場合には、原則として許可することができないのですが、今回の申請目的、事業面積及び立地場所を勘案して、周辺の農地以外の土地や第 3 種農地への立地が困難であると認められることから、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。</p> <p>番号 2 番の申請地の位置ですが、南部・沖田面地区で南部町役場南部支所から東に約 600m の距離に位置し、申請地の南東側は農地、北西側は宅地となっております。</p> <p>事業内容として、楽天モバイルの携帯電話基地局の建設に伴い、農地の一部 161.34 m² を工事作業用地等として 2 ヶ月間の一時的な利用であり、不許可の例外の一時転用に該当するものです。</p> <p>農地区分については、「小集団の生産性の低い農地の区域」と認められることから、第 2 種農地と判断されます。</p> <p>第 2 種農地の転用は、周辺の他の土地を供することにより、事業目的を達成することができると認められる場合には、原則として許可することができないのですが、今回の申請目的、事業面積</p> <p>及び立地場所を勘案して、周辺の農地以外の土地や第 3 種農地への立地が困難であると認められることから、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。</p> <p>以上、補足説明を終わります。</p>
議 長	<p>議案第 34 号について、ご異議ありませんか。</p>

<p>議 長</p>	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第 34 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」は、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付することに決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、日程第 8 議案第 35 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。</p> <p>議案の朗読と説明を求めます。</p> <p>小田原主幹</p>
<p>小田原主幹</p>	<p>議案第 35 号について、説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は、36 件です。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 7,880 円です。</p> <p>番号 2 番から番号 3 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。</p> <p>番号 4 番から番号 6 番の利用目的は田、期間は 10 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。</p> <p>番号 7 番の利用目的は樹園地、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 529 円です。</p> <p>番号 8 番の利用目的は樹園地、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 2,518 円です。</p> <p>番号 9 番の利用目的は樹園地、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 3,500 円です。</p> <p>番号 10 番の利用目的は樹園地、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 3,555 円です。</p> <p>番号 11 番の利用目的は樹園地、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 3,308 円です。</p> <p>番号 12 番の利用目的は樹園地、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,446 円です。</p> <p>番号 13 番の利用目的は畑、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,444 円です。</p> <p>番号 14 番の利用目的は樹園地、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 3,101 円です。</p>

番号 15 番の利用目的は樹園地、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 3,551 円です。

番号 16 番の利用目的は樹園地、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 3,554 円です。

番号 17 番の利用目的は樹園地、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,446 円です。

番号 18 番から番号 19 番の利用目的は樹園地、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,441 円です。

番号 20 番の利用目的は樹園地、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,439 円です。

番号 21 番の利用目的は樹園地、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,449 円です。

番号 22 番の利用目的は樹園地、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,446 円です。

番号 23 番の利用目的は樹園地、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,224 円です。

番号 24 番の利用目的は樹園地、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,434 円です。

番号 25 番の利用目的は樹園地、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,440 円です。

番号 26 番の利用目的は樹園地、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,439 円です。

番号 27 番の利用目的は樹園地、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,429 円です。

番号 28 番の利用目的は樹園地、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,442 円です。

番号 29 番の利用目的は樹園地、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 3,998 円です。

番号 30 番の利用目的は樹園地、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 3,556 円です。

番号 31 番の利用目的は樹園地、期間は 2 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,000 円です。

番号 32 番の利用目的は田、期間は 5 年、使用貸借による権利設定です。

番号 33 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 4,985 円です。

番号 34 番の利用目的は田、期間は 3 年、使用貸借による権利設定です。

番号 35 番の利用目的は田、期間は 10 年、使用貸借による権利設定です。

番号 36 番の利用目的は畑と樹園地、期間は 10 年、使用貸借による権利設定です。

以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えま

議 長	す。 議案第 35 号について、ご異議ありませんか。
議 長	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第 35 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p> <p>以上で、本日の日程は全部終了いたしました。</p> <p>第 211 回南部町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>ごくろうさまでした。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 30 分)</p> <p>終礼を行います。</p> <p style="text-align: center;">・ 起立 ・ 礼 ・ 直れ ・ 着席</p>

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 5 年 1 月 13 日

南部町農業委員会会長.....

南部町農業委員会委員.....

南部町農業委員会委員.....